

国東市ホームページ広告掲載取扱基準

1. 広告枠の規格

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横160ピクセル
- (2) 形式 GIF (アニメーション不可)、JPEG又はPNG
- (3) 容量 5KB以下

2. 広告の表現

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用してはならない。

ア 「×」「閉じる」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（選択が可能なような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（入力可能な領域があるような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（選択肢があるような誤解を与えるもの）

カ バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの

キ その他市長が不相当と判断するもの

(2) 市ホームページとの区別化

閲覧者が市のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が広告の内容を国東市の事業であると誤解するおそれのある表現を使用してはならない。

3. 場所及び掲載数等

- (1) 広告の場所は、原則として国東市ホームページのトップページの指定した画面位置とする。
- (2) 掲載数は、最大8枠とする。
- (3) 同一広告主が掲載できる広告は、1枠までとする。

4. 広告掲載の範囲

- (1) 広告の画像及びそのリンク先のページの内容が次のいずれかに該当するものは、市ホームページに広告を掲載しない。

ア 法令に違反するもの、又はその疑いがあるもの

イ 公序良俗に反するもの、又はその疑いがあるもの

ウ 政治性のあるもの又は選挙に係るもの

エ 意見広告に関するもの

オ 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

カ 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの、又はそのおそれがあるもの

キ 個人又は法人の名刺広告

ク 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの

ケ 投機心、射幸心をあおるもの、又はそのおそれがあるもの

コ 内容が虚偽に該当するもの、若しくは誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの、又はそのおそれがあるもの

サ ア～コに掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

(2) (1)に定めるもののほか、市内に事業所を有する者のうち、市税を滞納しているものに係る広告については、市ホームページに掲載しない。

5. リンク先

リンク先は、市ホームページに広告の掲載を希望する者（広告掲載希望者）の運営するホームページでなければならない。

6. 広告掲載希望者の事業継続期間

(1) 広告掲載希望者は、原則として1年以上継続して、その事業を営んでいなければならない。ただし、国や政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するものは除く。

(2) 事業継続の期間が1年未満の者が、その広告を掲載しようとする場合、掲載時点で事業を行っている旨の届出書を市長に提出し、認められた場合は審査を受けることができる。

7. 広告の掲載順序

(1) 市のホームページという公共性の高さに鑑み、広告の掲載順序は次のとおりとする。

1	国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る 広告
2	私企業のうち、公共的性格を有する企業（公共交通機関、電力会社、 ガス事業者、電話会社、新聞社など）で市内に事業所等を有するもの に係る広告
3	私企業及び自営業で市内に事業所等を有するものに係る広告
4	私企業及び自営業で市内に事業所等を有しないものに係る広告
5	1～4に掲げるものの他、市長がホームページに掲載する広告として 適当であると認めるもの。

(2) (1) の規定による順序が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できない時は、抽選により決定する。

8. 広告掲載料

広告掲載料は、次のとおりとする。

広告掲載期間	広告掲載料
1 か月	10,000 円

9. 広告掲載期間

広告掲載期間は、掲載希望月の 1 日から末日までの 1 か月単位とし、最高 12 か月とする。ただし、更新を妨げない。

10. 掲載申込み及び掲載広告の決定

- (1) 広告掲載希望者は、掲載希望月の前月 15 日（同日が土・日曜日又は祝日の場合はその翌日）までに、広告掲載申込書(様式第 1 号)、市税等の公金納付状況調査の同意書(様式第 2 号)とともに市指定の様式で広告掲載希望者の責任により作成した広告原稿（画像データ）を提出するものとする。
- (2) 市長は、前項の規定により提出された広告原稿（画像データ）及びリンク先を審査し、広告掲載の承認、保留又は不承認を決定する。
- (3) 留保した原稿について、市長が広告原稿（画像データ）及びリンク先の変更を求めたときには、広告掲載希望者は、指定する日までに広告原稿（画像データ）及びリンク先の変更を行い、再度審査を受けるものとする。

1 1. 広告掲載料の納付

広告掲載決定の通知を受けた者（広告主）は、市長の指定する期日までに、市指定の納付書で広告掲載料を前納しなければならない。

1 2. 広告の掲載

市長は、広告掲載を承認し、かつ広告掲載料が納付されたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

1 3. 広告掲載の取消し

市長は、次に掲げる場合に該当するときには、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 変更申込書の提出を行わずにリンク先の大幅な変更を行ったとき。
- (3) 変更申込書、取りやめの申出を行わずにリンク先がなくなったとき。
- (4) その他、市ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき。

1 4. 広告等の変更

広告主は、広告の内容若しくはリンク先を変更し、又はリンク先の内容を大幅に変更しようとする場合、変更予定日の10日前までに、市長に対し、広告掲載変更申込書（様式第3号）と広告原稿（画像データ）を提出し、承認を得るものとする。

1 5. 広告掲載の取りやめの申出

- (1) 広告主は広告掲載取りやめ申出書（様式第4号）の提出により、市ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。
- (2) 市長は、前項の規定による申出があった場合は、これを認め掲載した広告を削除するものとする。
- (3) 上記（1）により広告掲載を取りやめた場合、当該申出月の広告掲載料は返還しない。

1 6. 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うも

のとする。

- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- (4) 広告主は、国東市ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

17. 広告掲載料の返還

- (1) 広告掲載の決定後、掲載開始前において広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。
- (2) 広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、掲載決定期間の残りの日数に応じ、広告掲載料を返還する。
- (3) 前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。
- (4) 国東市が市のホームページの運営を一時停止した場合は、前項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日（24時間）を越えない場合は、広告掲載料を返還しない。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。